

神河町地域おこし協力隊募集要項

神河町は、兵庫県のほぼ中央に位置するハート型のまちです。神河町は豊かな自然や農産物、多数の観光資源、文化・スポーツ施設を有し、心の豊かさを育むための環境が充実しています。また、各集落における住民主体の自治活動も活発に行われています。

町の面積は202.23平方キロメートルで、その8割を山林が占めており、千町ヶ峰を筆頭に、千ヶ峰・暁晴山など、1,000m級の山々に囲まれています。

森林は、水源の涵養、地球温暖化防止、山地災害防止をはじめとする多面的機能を有しており、町民の安全・安心な暮らしと深く結びついています。

しかしながら、近年、林業の採算性の悪化などにより国産材供給量は減少し、放置された里山林が増加するなど、森林が持つ多面的機能の低下が問題となっています。

そのような中、森林資源を積極的に活用していくことによって、「山の再生」に繋がるような活動をしていただける地域おこし協力隊を募集します。

地域おこしや地域活性化などに積極的に取り組む意欲があり、地域住民とコミュニケーションをとりながら活動ができる方、「地域を盛り上げたい！」という熱意のある方の応募をお待ちしています。

1 募集人員

神河町地域おこし協力隊 1人

2 業務内容

- (1) 森林資源を積極的に活用していくことによって、山の再生に繋げていくための活動
- (2) 中はりま森林組合にて山の再生に必要な山林業務の基本技術を習得し、実践する活動（地拵え、植栽、下刈り、除伐、枝打ち、間伐、主伐、造材、収穫など）

3 募集対象

次の条件を全て満たす方とします。

- (1) 年齢 20 歳以上の方（申込日現在）
- (2) 申込み時点で 3 大都市圏をはじめとする都市地域（※）に在住している方、または、2 年以上 3 年以内の地域おこし協力隊経験を有し、かつ、地域おこし協力隊の退任から 1 年以内である方で、採用後に神河町に住民票を移し、居住できる方。

※地域要件（3 大都市圏内の「条件不利地域」に該当しない地域、政令指定都市）

【3 大都市圏】…埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の全区域

【条件不利地域】…次の①から⑦のいずれかに該当する地域

- ① 過疎地域自立促進特別措置法（みなし過疎、一部過疎を含む）②山村振興法③離島振興法④半島振興法⑤奄美群島振興開発特別措置法⑥小笠原諸島振興開発特別措置法⑦沖縄振興特別措置法

【政令指定都市】…札幌市、仙台市、新潟市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、川崎市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、京都市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

- (3) 任用期間を全うする意思があり、地域活性化に意欲と情熱を持って地域課題解決のために地域住民と積極的にコミュニケーションを図れる方
- (4) 任期満了後も神河町に定住する意志がある方

(5) 普通自動車運転免許を有している方

※オートマチック限定免許の方は、採用時点で限定解除が必要です。

(6) パソコン(ワード・エクセル等)の一般的な操作ができる、及びSNS等を活用した情報発信ができる方

(7) 心身ともに健康で、誠実に職務を行うことができる方

(8) 町の条例及び規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方

(9) 居住する地域の行事等に地域住民として積極的に参加できる方

(10) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方

地方公務員法抜粋

(欠格事項)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることができなくなるまでの者

2 該当地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、該当処分の日から2年を経過しない者

3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第16条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

4 日本国憲法施行の日以降において日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 任用形態及び期間

(1) 神河町会計年度任用職員として任用します。

(2) 着任予定日は、町と内定者との相談のうえ決定します。

(3) 任用期間は着任の日から1年間とし、勤務成績によって最長3年間まで延長します。

(4) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、雇用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

5 給与 月額 235,207 円 (社会保険料等自己負担分を含む)

※賞与については、条例・規則により支給します。

通勤手当、時間外勤務手当等は、必要に応じて支給します。

6 勤務日数及び勤務時間

(1) 勤務日数

週5日勤務を基本とします。5日のうち1日は、任期終了後の自立に向けた活動が可能です。

(2) 勤務時間

午前8時30分～午後5時00分(基本)

※業務内容によって変わります。

(3) 勤務場所

中はりま森林組合(兵庫県神崎郡神河町寺前251)

7 待遇及び福利厚生等

(1) 社会保険等(健康保険、雇用保険、労災保険、厚生年金)に加入します。

(2) 町が認めた住居を借りる場合、町が住居家賃を負担します。

ただし、上下水道料金、電気料金、電話料金、ガス料金等は、自己負担となります。

(3) 神河町までの交通費、引っ越しに必要な経費は、自己負担となります。

- (4) 活動に使用する車両の借上料、燃料代は、町が負担します。ただし、活動に無関係な時は私用車をご利用ください。(私用車をお持ちでない場合はご相談ください。)
- (5) その他活動に必要な経費は、予算の範囲内で支給します。

8 応募手続

(1) 応募期間

締切日 令和8年7月8日(水)から随時募集

(2) 応募方法

郵送または持参

※メールやFAXでの受付はしません。提出された書類は返却しません。

(3) 提出書類

- ① 神河町地域おこし協力隊応募用紙
- ② 住民票の抄本 (応募時点のもの)
- ③ 普通自動車運転免許証の写し (両面をコピーしてください)
- ④ その他 PR 資料 (任意)

9 選考方法

(1) 第1次選考 (随時)

応募用紙をもとに書類選考します。選考結果は、応募者全員に文書で通知します。

(2) 第2次選考 (随時)

第1次選考合格者を対象に、神河町役場において面接試験を実施します。

最終選考結果は、応募者全員に文書で通知します。

(3) その他

- ① 応募に係る経費 (書類申請、面接試験に伴う交通費等) は、全て応募者の負担となります。
- ② 全ての選考結果は書面にて通知します。選考結果、選考内容に関わるお問合せには一切お答えいたしかねます。
- ③ 応募の際にお預かりした個人情報 は本募集のみに使用し、その他の用途には一切使用いたしません。
- ④ 提出書類に虚偽の記載がなされた場合は、採用を取り消す場合があります。

10 応募先・問い合わせ先

〒679-3116

兵庫県神崎郡神河町寺前 64 番地

神河町ひと・まち・みらい課 地域おこし協力隊担当

TEL 0790-34-0002 (直通) / FAX 0790-34-0691

E-mail : hitomachimirai@town.kamikawa.hyogo.jp